

第Ⅰ章 計画の策定にあたって



I 計画の背景・趣旨

我が国の平均寿命は、生活環境の向上や医学の進歩によってより高い水準を保っており、我が国は世界有数の長寿国となっています。

その一方で、近年は、食事や生活習慣の変化等により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や、高齢化による認知機能や身体機能の低下から起こる要介護者の増加、経済問題や人間関係を含めた深刻なストレスから引き起こされるこころの問題等、健康課題が複雑化・多様化しています。

さらに令和元（2019）年度末から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、外出自粛等、日常生活を制限せざるをえない状況が長く続きました。様々な制限は人との関わりや社会構造を変化させることとなり、心身の健康にも大きな影響を及ぼしています。

このようななか、国は平成25（2013）年度から「健康日本21（第2次）」として、基本的な方向に「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防」「社会環境の整備・改善」などを掲げ、国民の健康の増進を図っています。

滋賀県では、生活習慣病対策の推進と、健康を支え守るための社会環境の改善を進めるため、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間を計画とする「第2次健康いきいき21—健康しが推進プラン—」を策定、平成30（2018）年の見直し時に計画期間を1年延長し、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～いつまでもその人らしく活躍し、ともに支え合う社会～」に取り組んでいます。

本市では、国や県の動向を踏まえ、平成26（2014）年に「第2次健康りっとう21」を策定、平成29（2017）年度に中間評価を行い、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できる健康のまちの実現を目指し、「健康を支える生活習慣の形成」「生活習慣病の早期発見と重症化予防」「健康づくりを支える社会環境の改善・向上」に取り組んできました。

令和6（2024）年3月末に「第2次健康りっとう21」の計画期間が終了することに伴い、本市の現状や第2次計画の評価、国・県における健康づくりを取り巻く情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対応していくため「第3次健康りっとう21（以下、「本計画」という。）」を策定します。

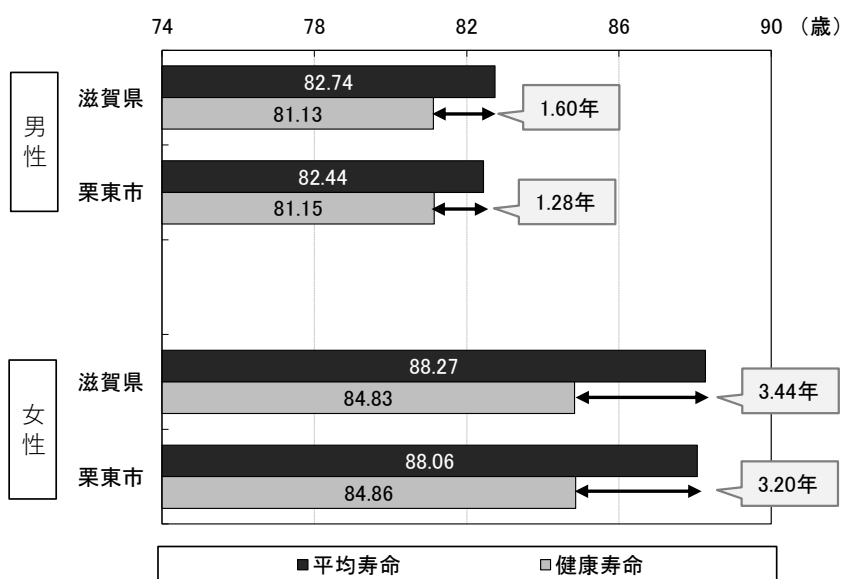
コラム

健康寿命とは

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

本市の健康寿命は、男女ともに滋賀県を上回っており、不健康な期間については、いずれも滋賀県と比べて短くなっています。いつまでも元気に過ごすためには、健康寿命を延ばし、不健康な期間を減らすことが重要です。

■平均寿命・健康寿命・不健康な期間（令和2（2020）年）



資料：滋賀県衛生科学センター

コラム

健康格差とは

健康格差とは、人種や民族、居住地域、社会経済的地位による健康と医療の質の格差のことで、雇用や所得、家庭環境といった社会経済状況の格差が健康にも影響を及ぼしてしまっている状態を指します。

今後、この健康格差が深刻化することが危惧されており、性別や年齢を問わず社会経済的に不利な立場の人々や何らかの疾病や障がいのある人も含めて、生きがいを持って自らの健康づくりに取り組めるような環境をつくることが重要です。

2 計画の位置づけと期間

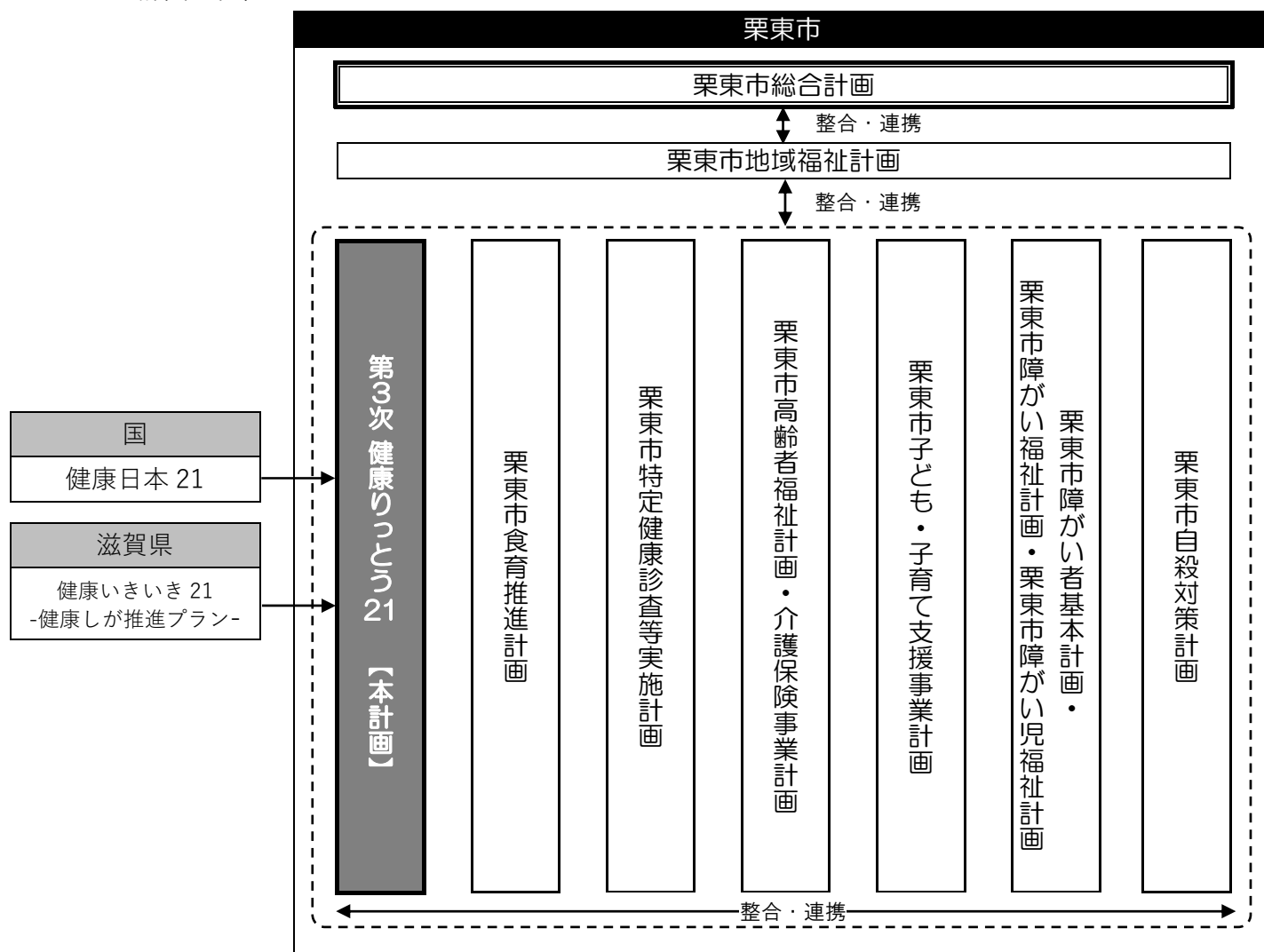
(1) 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」です。市民の健康増進を図るための基本的な事項を示すとともに、本市における「健康づくりの指針」として、市民の総合的な健康づくりを推進するためのものです。

本計画は国や滋賀県の方針・目標を勘案しつつ、「栗東市総合計画」を上位計画とし、市民の健康づくり施策を推進する基本計画として位置づけます。

また、医療・保健・福祉分野をはじめとした、関連する法律および栗東市食育推進計画を始めとした各種計画との十分な整合性を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度までの 12 年間とします。
なお、中間年において評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 計画の期間

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
国	健康日本21（第3次）											
滋賀県	健康いきいき21 - 健康しが推進プラン -（第3次）											
栗東市	第六次栗東市 総合計画 （前期基本計画）	第六次栗東市総合計画 （後期基本計画）										
	第3次 健康りっとう21【本計画】											
					中間評価と見直し						最終評価と見直し	

3 計画の策定体制

(1) 栗東市健康づくり推進協議会

本計画の策定にあたり、保健・福祉・医療・教育等の関係者、学識経験者、公募委員、庁内の関係課職員で構成する「栗東市健康づくり推進協議会」において、各領域の課題解決の方向性と今後の目標、取り組みについての検討を行いました。

(2) 生活と健康に関するアンケート

市民の健康に対する意識や健康づくりの実践状況等について尋ね、計画策定の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者	市内在住の15～69歳の人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式、WEB調査
調査期間	令和4（2022）年10月3日（月）～ 令和4（2022）年10月14日（金）
配布数	1,994件
有効回収数	957件
有効回収率	48.0%

(3) 市民グループへのヒアリング

市民の健康に関する現状や課題、子育て世代、働き世代、高齢世代の課題およびその解決、健康づくりのための提言、新たな取り組みを検討するためのヒントを得ることなどを目的として、市民グループ等に対してヒアリングを実施しました。

【アンケート調査】

調査対象者	①市内在住の子育て世代（20～40代） ②市内在住の働き盛りの世代（30～50代）
調査方法	①乳幼児健康診査（10か月）を受診する保護者に調査票を配布 ②栗東市商工会会員事業所に所属する市内で働く市民に調査票を配布
調査期間	令和5（2023）年5月～6月
配布数	①83件 ②77件
有効回収数	①75件 ②43件
有効回収率	①90.4% ②55.8%

【ヒアリング調査】

調査対象者	①子育てサークル ②健康推進員 ③100歳大学卒業生
調査方法	座談会形式でのヒアリング
調査期間	令和5（2023）年8月

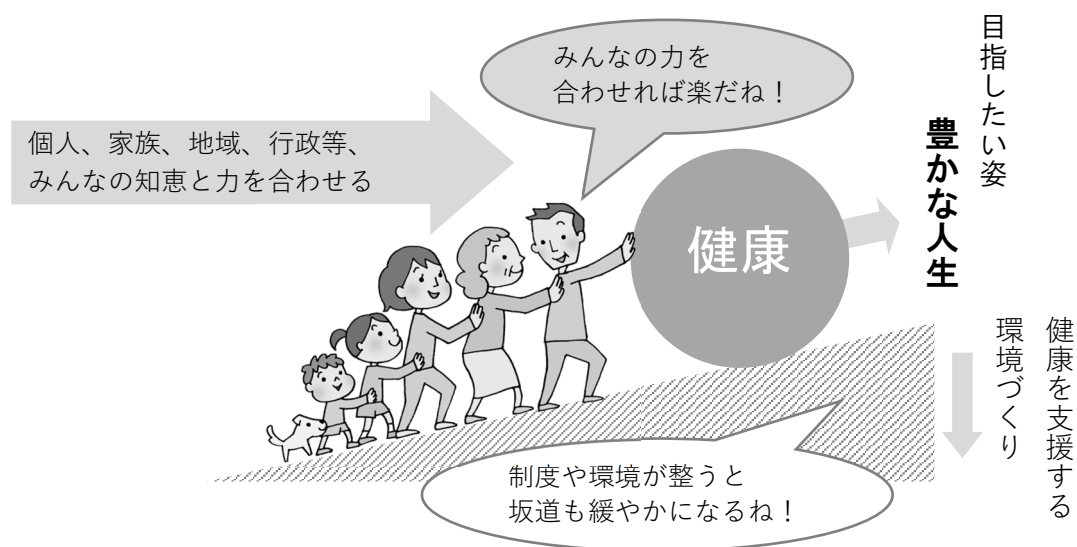
(4) 市民意見の聴収および反映

本計画の策定にあたり、計画素案に対して市民から広く意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。

4 健康づくりの考え方

健康は、周りの環境に大きく影響されるものであるため、「健康づくり」をしやすいする環境をみんなでつくっていくことが大切です。

今後、健康づくりに対する意識を高めるため「みんなの知恵と力を合わせること」、そして「健康を支援する環境づくり」が重要です。個人の努力に加えて、それを支援する企業・団体・学校等の地域社会や地域住民の協力等、社会の力を合わせて健康なまちづくりを推進していきます。



5 健康づくりと持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

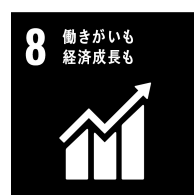
SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、それを地域全体で支えることを目指す本市の健康づくりと一致するものです。

本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの9つの目標を意識し、地域や関係団体および関係機関等と連携のもと、健康なまちづくりを推進します。

■本計画における取り組みとSDGsの対応



健康づくりの公平さの確保を図り、全市的に健康づくりを促進し、健康格差を是正します。



職域等との連携を通じ、誰もが安心して働きがいを持てる労働環境づくりを促進します。



経済的理由による欠食に対応し、栄養改善を実現します。



性別や年齢等に関わらず、誰もが健康づくりの情報や機会に触れられる環境をつくれます。



すべての人が健康的な生活を確保できるよう、市民の健康状態の維持・向上に取り組みます。



支えあいと助けあいによる健康づくりを通じ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



各種講座や健康づくりの取り組み等を通じて、人々の生きる力を育みます。



行政、市民、保健・医療・福祉の各機関や関係団体等の協働で心身の健康づくりを推進します。



妊娠期の健康づくりを充実し、女性の健康を守ります。